



菅井土地家屋調査士事務所 錦系測量株式会社

「土地境界確認についてのお願い」を受け取られた方へ

本ページは、「土地境界確認についてのお願い」の通知をお受け取りになった方へのご案内です。

ご案内の立会日時にご都合がつかない場合は、日時のご相談を承ります。

お手数ではございますが、同封の用紙にて、FAX・お電話・メールのいずれかの方法でご連絡ください。後日、改めてご連絡させていただきます。

ご連絡がない場合は、通知に記載の日時に現地にてお待ちしておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

【土地境界確認とは？】

土地境界確認とは、ご自分の土地とお隣の土地との境界線（境目）を、現地で関係者の皆様と一緒に確認する手続きです。

ご依頼を受けて、土地家屋調査士（国家資格者）が測量・調査を行っており、関係者の皆様にはご協力をお願いしております。

この確認は、お互いの土地の位置を正しく把握し、将来のトラブルを防ぐために行います。

当日は、図面や測量結果をもとに丁寧にご説明いたします。

境界の確認には、隣接する方々のご協力が不可欠です。

ご不明な点がございましたら、当日その場でご質問もいただけますので、どうぞご安心ください。

【ご連絡先】

菅井土地家屋調査士事務所

TEL：03-6914-1902

FAX：03-6914-1904

E-mail：contact@cho-sashi.com

受付時間：平日 9:00～18:00

【当日のご案内】

- ・所要時間は約 15 分程度を予定しております。
 - ・現地では印鑑（認印）をご持参くださいますようお願いいたします。
 - ・雨天でも作業を行いますが、荒天の場合は日程の再調整をさせていただくことがあります。
- その際にご連絡が取れるよう、事前にご連絡先をお知らせいただけますと幸いです。

【ご提出いただく書類】

同封の「立会いご都合確認票」にご記入のうえ、FAX またはメールでお送りいただけますと幸いです。

本文書は、「土地境界確認についてのお願い」の通知をお受け取りになった方へのご案内です。

ご案内の立会日時にご都合がつかない場合は、日時のご相談を承ります。

お手数ではございますが、同封の用紙にて、FAX・お電話・メールのいずれかの方法でご連絡ください。後日、改めてご連絡させていただきます。

ご連絡がない場合は、通知に記載の日時に現地にてお待ちしておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

【見本】

令和〇年〇月〇日

甲野 一郎 様

土地境界確認についてのお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、〇〇様より土地の測量のご依頼をいただきました「菅井土地家屋調査士事務所」と申します。

突然のご連絡となり恐縮ですが、今回の測量にあたり、貴殿が所有されている土地と隣接地との境界について、ご確認をお願いしたくご案内申し上げます。

本来であれば、貴殿のご都合を優先すべきところではございますが、関係者の皆様ができるだけ同じ日時に立ち会っていただくことが望ましいため、誠に勝手ながら下記の日時に現地立会いの場を設けさせていただきました。

● お手数をおかけしますが、ご都合の合わない場合は日程調整をさせていただきますので、下記連絡先までご連絡をいただけますよう、お願い申し上げます。
ご連絡方法は、電話・メール・FAX（別紙をご利用ください。）どちらでも構いません。

ご多忙のところ恐れ入りますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

依 頼 者

測 量 土 地 墨田区錦糸四丁目〇〇番〇（地番）

貴 殿 土 地 墨田区錦糸四丁目〇〇番〇（地番）

現地立会日 令和〇年〇月〇日（ ）〇〇：〇〇～（希望）

※特にご連絡がない場合は、上記予定日にてお待ちしております。

連 絡 先

菅井土地家屋調査士事務所

東京都墨田区錦糸四丁目13番7号

Tel 03（6914）1902

Fax 03（6914）1904

Mail contact@cho-sashi.com

土地家屋調査士 菅井 利真

<https://cho-sashi.com/>

【見本】

立 会 い ご 都 合 確 認 票

所在 墨田区錦糸四丁目（担当：〇〇）

甲野 一郎 様

・ ご連絡先

_____（ ）

・ ご都合の良い日時（何日かお書きくだされば助かります。）

令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃

令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃

令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃

お手数をおかけしますが、ご記入いただき下記まで Fax をお送りください。

ご連絡は、電話またはメールでも構いません。

ご協力よろしくお願いいたします。

連 絡 先

菅井土地家屋調査士事務所

東京都墨田区錦糸四丁目13番7号

Tel 03（6914）1902

Fax 03（6914）1904

Mail contact@cho-sashi.com

土地家屋調査士 菅井 利真

境界確認のお願い



あなたの大切な土地を守るためにご協力ください。

あなたの大切な土地と暮らしを守るため、境界標を設置しましょう。



境界確認について

1

土地の境界を確認する場合は、その土地に隣接するすべての土地所有者(又は管理者)の方との確認が必要です。

(下図①②③④⑤の土地所有者の方)

2

既設の境界標等が存在する場合にもその境界について、関係者の方々がお互いの境界として確認していることが必要です。

(下図①②④の土地所有者の方)

3

道路・水路に接する土地の境界を確認する場合は「道路・水路の境界立会」が必要です。

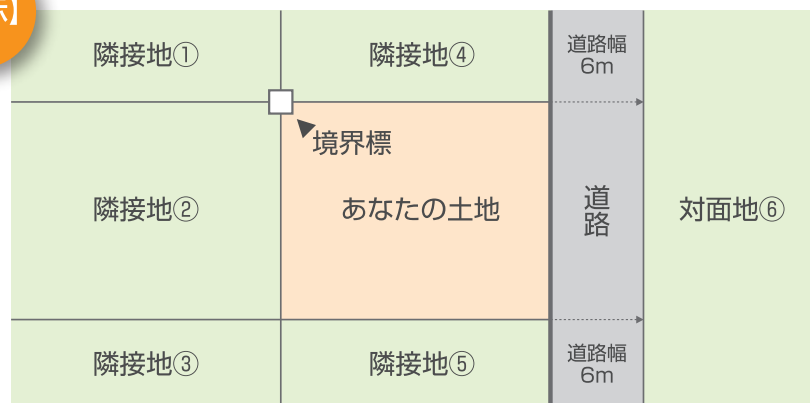
①隣接土地所有者の方の確認を求める場合

あなたの土地と道路・水路との境界線は隣接土地の道路・水路との境界線にもなり、影響を及ぼすからです。(下図④⑤の土地所有者の方)

②対面土地所有者の方の立会を求める場合

あなたの土地と道路・水路の境界線が道路・水路の規定幅員の起点となり対面土地の道路・水路との境界線に影響を及ぼすからです。(下図⑥の土地所有者の方)

【例示】



但し、市町村により又は個別的事情により上記と相違する場合もありますのでご了承下さい。



境界標設置の重要性を知っていただくために

近年、権利意識の高まりに伴って、土地の境界に関するトラブルが増加しています。

境界に関するトラブルは、境界標が設置されていなかったり、境界が不明なために生じます。

大切な境界標

しっかりした境界標が設置されているところはともかく、木や垣根などでおよその位置はわかっていても、垣根を作り直したり所有者が変わったりして、正確な境界点がわからないために、隣地の方とトラブルが起きることがあります。

境界が不明ということは、その土地が現地において特定できないということです。あなたの大切な財産を管理するためには、境界点に永久標識を設置して、維持管理することが大切なことです。



広報キャラクター「地識くん」

土地の管理の大切さ

自分の土地は登記されているから大丈夫と考えている人が多いようです。ところが、現地に境界標が設置されていないためにお隣との付き合いが不仲になったり、紛争にまで発展することもあります。

永久標識は、物理的にも精神的にも大きな支えになります。

境界標設置の4つの効用

① 境界問題の予防になります。

境界標によって境界が明確であれば、境界紛争は生じません。

② 財産の侵害防止になります。

境界標によって、自分の土地の範囲が第三者からもわかるようになっていれば、侵害の予防になります。

③ 売買や相続の物件確認が迅速に行えます。

境界標によって土地の形状や面積が明確であれば、売買や相続の物件確認を迅速に行うことができます。

④ 正確な地図の基礎となります。

境界標を設置することは、登記所の地図に自分の土地を正しく表示する基礎になります。

